

【税務編】

スマート税務行政の実現に向けて

和泉会計事務所 税理士 和泉 真紀夫



Q. 今後の税務行政について、先日国税庁から『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況が公表されたとのことですが詳細を教えてください。

A. 国税庁は税務行政を取り巻く環境変化に対応していくため、ICTの活用により「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱として「スマート税務行政」の実現に向け取り組んでいく予定です。

1. 納税者の利便性の向上

(1) マイナポータルの活用

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。

個人向けでは、確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの構築を進めています(2021年1月以降予定)。

法人向けでは、これまで縦割り・バラバラだった手続きを、マイナポータル経由でオンライン・ワンストップ化ができる仕組みの構築を進めています。法人設立時とその後の手続き(定款認証・設立登記)、従業員の採用や退職等で必要となる社会保険・税手続等をマイナポータル経由で進める方針です(2020年度中予定)。

(2) 年末調整手続きの簡便化

ICTの活用による年末調整手続きの簡便化のため、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)を無料で提供する予定です(2020年10月導入予定)。年末調整ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供しているシステム等の開発促進も期待されています。

作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等(異動)申告書、

④配偶者控除等申告書で、2020年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書および所得金額控除申告書についても対応を予定しています。

(3) チャットボットの導入

納税者のニーズ対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットが導入されます。

2019年度中に国税庁ホームページで試験導入され、給与所得者および年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応し、2020年度中に本格的に運用されます。相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大していく予定です。

2. 課税・徴収の効率化・高度化

国税庁および国税局にデータ活用を担当する職員を置き、過去の申告内容や調査事績、法定外資料、民間情報機関からの情報などを集約・分析することで、データ間の関連性や調査選定等の事務の効率化を進めていく方針です。

また、滞納者の情報(規模や業種等)や過去の電話履歴等を分析し、どのタイミングで応答するかを確率で予測する「応答予測モデル」の構築も図っていく予定です。

(出典: 国税庁ホームページ)